



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ヶ崎市川原代町2640-1
TEL 0297-62-0536 FAX 0297-62-9547
編集責任者 木村 信夫

牛久沼土地改良区の概況 (平成22年6月1日現在)
■組合員数2,279名 ■受益面積14,291,931㎡

平成22年7月1日発行

「牛久沼水質 浄化ポスター」 入賞作品のご紹介

主催：茨城県・牛久沼流域水質浄化対策協議会
茨城県教育委員会

平成21年度
— 最優秀賞作品 —

龍ヶ崎市立城ノ内小学校
鈴木 陸渡さん



牛久市立向台小学校
真木 和泉さん



つくば市立高崎中学校
新井 叡樹さん





ご 挨 拶

牛久沼土地改良区
理事長 木村 信夫

異常気象が懸念され口蹄疫という恐ろしい家畜伝染病の流行があるなど、私たちの力及ばないところで農業の職を脅かす黒い影が後から後から迫ってきます。

一方で、田畑に目をやると稲の生長に、畑の稔りに安堵をおぼえます。

世間では、「エコ」（エコロジー）が推奨され環境に負担の少ない生活提案がなされておりますが、今までよく考えずにあれこれ消費してきた日々を反省し「地域の環境」を強いては「地球の環境」を保護し守っていくということの困難さを感じるものの、このままでは将来、食糧不足等の多くの危機が予想され飽食時代のつけが子供の代・孫の代へ響いていくのではないかと不安がよぎり「小さなこと、出来ることから一歩ずつ」を心懸けたいと思っております。

国は、米の作付を効率的に行い水田作で麦・大豆・飼料作物等の生産を奨励し「戸別所得補償モデル対策」を実施しようとしていますが、この施策に賛同する農家は予想より少ないようで「日本の食料自給率の向上をめざし農村地域の人々に希望を持てる生活」を掲げる国側との温度差を感じずにはられません。今後もわが国の農業政策が本当に農家のための政策になるのかどうか目が離せません。

今年度の当改良区事業は、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業として鶴舞揚水機場の配電盤改修工事を行うことになっております。

また、「大宮地区維持管理特別会計」、「大徳・宮渕1区地区特別会計」賦課金の徴収が昨年度をもって終了致しました。組合員皆さまの賦課金納付ご協力に感謝いたします。

ありがとうございました。

大徳・宮渕1区地区のパイプライン工事につきましては、まだ完了していない工区の工事を順次行いますのでご了解ください。「短歌3首」 農家の方の作品です。

- ・ 農を止めれば安けき日々となるならん
思ひ乱るる朝な夕なに
- ・ 出穂季の稲田を分けて吹く風の
匂ひはわれを豊かならしむ
- ・ 畦塗りの作業終りて伸ばす腰
田面に朱き入日溶けゆく

農業の苦しさ、素晴らしさ、生命力を唄い、地域の農業を支える者の確かな目を通して農作業を唄っています。たった一粒の種から稲穂になるまでの生命力を思う時、私たちもそのパワーに負けないように農業の一助となるべく関係機関との連携を図り、組合員皆さまのご協力・ご理解をいただきながら、役職員一同で農業の灯を守っていききたいという思いでおります。

農業の隆盛を祈ります。

牛久沼土地改良区

ホームページ開設のお知らせ

牛久沼土地改良区のホームページができました。

各種届け出（農地転用・地目変更・名義変更）の申請書がダウンロードできます。ご活用ください。

<http://midori-ushikunuma.net/>



ご 挨拶

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所 長 栗 原 至

4月1日の定期異動により稲敷土地改良事務所長として赴任いたしました栗原です。よろしくお願いいたします。

牛久沼土地改良区の皆様には茨城県の農業行政並びに農業農村整備事業の推進にあたりまして、常日頃よりご理解とご支援を賜り、誠に有り難うございます。本紙をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、現在の農業を取り巻く情勢は、米価の低落、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、依然として厳しい状況にあります。

また、昨年の政権交代の影響もあり、国の平成22年度予算編成時には農業農村整備事業予算は半減との報道があったことで、皆様には大変ご心配をおかけいたしました。地元土地改良区から国、県へ予算要望等を行っていただきました結果、平成22年度の稲敷土地改良事務所の予算については補助金及び各種交付金が配分されたことにより、半減という事態は回避することができまし

た。しかしながら、平成23年度以降の予算については、さらに厳しい状況が想定されますので、皆様と一緒にできる限りの予算確保に努めていきたいと考えております。

一方、平成15年度より進めております「茨城農業改革」も8年目を迎え、最終年度に入りました。昨年度の発表では平成20年の農業産出額が全国第2位になるなど一定の成果が出てきており、今後も関係機関と連携し、更なる推進に努めてまいります。

当土地改良事務所といたしましては「第6次土地改良5カ年計画」等に基づき競争力のある産地を育成する生産基盤の整備、農村生活環境の整備、土地改良施設の適切な維持管理による長寿命化対策などを中心に事業を推進し、元気で力強い“いばらきの農業農村”づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも限られた予算ではありますが、職員一丸となり、土地改良区の皆様方の要望に出来る限り応えていきたいと考えておりますので、皆様方の益々のご支援・ご協力をお願いいたしましてご挨拶と致します。



平成20年度収支決算報告

一般会計決算

(単位：円)

歳 入			歳 出		
組 合 費	97,637,910	42.4%	事 務 費	70,732,544	34.7%
使 用 料	1,969,036	0.8%	維 持 管 理 費	60,968,382	30.0%
県 支 出 金	415,000	0.2%	区 債 及 び 借 入 金	32,339,638	15.9%
市 町 支 出 金	49,857,092	21.6%	負 担 金 及 び 分 担 金	8,745,287	4.3%
繰 入 金	1,500,000	0.6%	諸 支 出 金	30,263,769	14.8%
繰 越 金	29,404,479	12.8%	事 務 所 建 設 費	0	0.0%
諸 収 入	4,043,539	1.8%	選 挙 費	543,146	0.3%
負 担 金	185,447	0.1%	予 備 費	0	0.0%
区 債 及 び 借 入 金	3,885,937	1.7%	歳 出 合 計	203,592,766	100.0%
財 産 収 入	41,521,636	18.0%	歳入・歳出合計差引残高金額 26,827,310円は翌年度へ繰越いたしました。		
歳 入 合 計	230,420,076	100.0%			

特別会計決算

(単位：円)

会 計 名	歳 入	歳 出	次年度繰越額
馴 馬 谷 津 地 区	30,833,951	4,545,568	26,288,383
大 宮 地 区 維 持 管 理	64,032,701	579,550	63,453,151
生 板 北 部 地 区	69,801,030	2,428,178	67,372,852
大 徳 ・ 宮 渕 1 区 地 区	48,097,971	12,100,985	35,996,986
基 本 財 産 積 立 金	83,477,543	0	83,477,543
職 員 退 職 給 与 金 積 立 金	49,517,492	0	49,517,492

■平成21年10月22日
第124回臨時総代会開催される

議長に龍ヶ崎地区岡澤英夫総代を選出し、議事に入り全案件原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 平成21年度一般会計収支補正予算議決について
 議案第2号 平成21年度大徳・宮渕1区地区特別会計収支補正予算議決について
 議案第3号 平成21年度基本財産積立金特別会計収支補正予算議決について
 議案第4号 平成20年度一般会計収支決算の承認について
 議案第5号 平成20年度馴馬谷津地区特別会計収支決算の承認について
 議案第6号 平成20年度大宮地区維持管理特別会計収支決算の承認について
 議案第7号 平成20年度生板北部地区特別会計収支決算の承認について
 議案第8号 平成20年度大徳・宮渕1区地区特別会計収支決算の承認について
 議案第9号 平成20年度基本財産積立金特別会計収支決算の承認について
 議案第10号 平成20年度職員退職給与金積立金特別会計収支決算の承認について
 議案第11号 平成20年度財産目録の承認について
 議案第12号 平成20年度事業報告の承認について

■平成22年3月24日
第125回通常総代会開催される

議長に龍ヶ崎地区岡澤英夫総代を選出し、議事に入り全案件原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 牛久沼土地改良区定款の一部改正について
 議案第2号 牛久沼土地改良区規約の一部改正について
 議案第3号 借入金について
 議案第4号 現金預入先について
 議案第5号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
 議案第6号 平成21年度一般会計収支補正予算議決について
 議案第7号 平成21年度大徳・宮渕1区地区特別会計収支補正予算議決について
 議案第8号 平成22年度一般会計収支予算議決について
 議案第9号 平成22年度馴馬谷津地区特別会計収支予算議決について
 議案第10号 平成22年度大宮地区維持管理特別会計収支予算議決について
 議案第11号 平成22年度生板北部地区特別会計収支予算議決について
 議案第12号 平成22年度大徳・宮渕1区地区特別会計収支予算議決について
 議案第13号 平成22年度基本財産積立金特別会計収支予算議決について
 議案第14号 平成22年度職員退職給与金積立金特別会計収支予算議決について

平成22年度賦課金

会 計 名	賦課金名	地 目	期 別	賦課金額 (1.000㎡当)	納 入 期 日
一 般 会 計	経 常	水 田	前 期	3, 500円	5 月 1 0 日～ 5 月 3 1 日
		水 田	後 期	4, 500円	5 月 1 0 日～ 1 1 月 1 日
		陸 田	全 期	6, 300円	5 月 1 0 日～ 1 1 月 1 日
馴馬谷津地区 特別会計	経 常	水 田	前 期	4, 500円	7 月 1 2 日～ 8 月 2 日
			後 期	5, 500円	7 月 1 2 日～ 1 1 月 1 日

※賦課金納付にご協力をお願いいたします。
ゆうちょ銀行・農協・銀行の口座振替もご利用ください。



※領収書の保管について
確定申告等で賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。

※土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は法律の規定により新しい組合員に支払い義務が継承されます。

管内土地改良事業執行計画

県営・大徳・宮渕1区地区 経営体育成基盤整備事業

※事業内容 用排水整備事業(排水路整備)
※受益面積 234.5ヘクタール
※事業年度 平成11年度から23年度
※全体事業費 1,704,200,000円
※平成22年度 105,000,000円

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業

※地 区 名 牛久沼下流地区
※事業内容 鶴舞揚水機場のポンプ・配電盤の改修
※事業年度 平成20年度から24年度
※総事業費 157,500,000円
※平成22年度 84,000,000円

平成22年度予算概要

一 般 会 計

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
組 合 費	100,387	54.2%	事 務 費	79,449	42.9%
使 用 料	2,904	1.7%	維 持 管 理 費	45,383	24.5%
県 支 出 金	415	0.2%	区 債 及 び 借 入 金	31,592	17.1%
市 町 支 出 金	51,054	27.5%	負 担 金 及 び 分 担 金	22,250	12.0%
繰 入 金	1,500	0.8%	諸 支 出 金	5,383	2.9%
繰 越 金	12,000	6.5%	予 備 費	1,000	0.6%
諸 収 入	6,297	3.4%			
区 債 及 び 借 入 金	10,500	5.7%			
歳 入 合 計	185,057	100.0%	歳 出 合 計	185,057	100.0%

特 別 会 計

(単位：千円)

会 計 名	歳 入	歳 出
馴馬谷津地区	33,774	33,774
大宮地区維持管理	72,066	72,066
生板北部地区	26,728	26,728
大徳・宮渕1区地区	47,839	47,839
基本財産積立金	91,845	91,845
職員退職給与金積立金	55,530	55,530



水難事故から大切ないのちを守ろう

水路の近くで絶対に遊んではいけません。

用水路に転落すると大事故につながります。痛ましい事故を防ぐためにも子供たちが用水路で遊ばないようにご家族で話し合ってくださいとともに、用水路近くで子供を見かけたらお声掛けをお願い致します。

水路付近の歩行や横断には十分ご注意ください。

パイプラインの個人負担について

近年、パイプラインの蛇口盗難・破損が多発しております。パイプライン蛇口の管理につきましては、個人でお願いすると共に、盗難及び破損につきましては個人負担とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

用水期間後、パイプラインの蛇口は開けておいてください。冬期期間中に蛇口が凍結して破損するおそれがあります。

きれいな水路を目指そう

水路にゴミ等を捨てる人が後を絶ちません。

水路は大切な農業施設であり、農業用水は貴重な資源です。

ゴミ投棄防止に皆様のご協力をお願いいたします。

今年は、**チャイルドシート・自転車・除草した草・農業用ビニール・家庭用ごみ・ビニール袋に入った犬の糞・タイヤ**などの投棄がありました。

除草した草は水路に流さないでください。また、農業用ビニールの管理徹底を組合員の皆様に改めてお願いいたします。



土地改良区からお願い



下記に該当する方は届出をお願い致します。(※届出用紙は牛久沼土地改良区にありますので必要な方はお知らせください。改良区からお送りいたします。)

1. 組合員が亡くなったとき（死亡による名義変更をしたとき）
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のため経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき



- **排水放流・施設（用排水路敷使用等）を使用するときは**当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。
- **口座振替の方は、振替先の変更があるとき、資格異動のあるとき（名義変更）は**変更届を提出してください。
- **農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。**またその際には、当該年度の地区除外決済金を納めていただく事になっています。公共用地（道路等公共施設）として買収、寄付した土地についても同様です。また、**市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。**直接、改良区への届け出が無ければ、いつまでも賦課金が掛かってしまいます。必ず、届出をお願いいたします。

- **耕田、転作田にも賦課金が掛かります。**

ご質問等ありましたら、

当改良区までお問い合わせください。

電話 0297-62-0536